



® 平成31年 1 月 10 日 (木)
No. 14848 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆2018年インド知財概況と今後の展望 …… (1)

☆調査・解析から見た知財戦略 [16] …… (6)

☆知的財産研修会(知財活用の局面・目的に

応じた知的財産価値評価の実務) …… (8)

2018年インド知財概況と今後の展望

TMI総合法律事務所

弁護士 小川 聡

弁護士 白井 紀充

第1 はじめに

本号では、インドの知的財産に関連する2018年の主要ニュースを取り上げ、その概要について、法改正の背景等を含め解説する。インドの知的財産と言っても、特許、商標、意匠等、その対象は幅広く、インドで事業を展開する各日系企業の業務分野によって関心の大きさも異なるものと思われる。そ

のため、2018年の1年を通じて日系企業の知財担当者や知財法務を扱う弁護士等の専門家の間で話題になったトピックの中から、多くの日系企業に影響を与え、かつ、今後の実務において重要と思われるトピックを取り上げ、その背景を含め解説した。読者の皆様が、この1年におけるインドの知的財産に関連する動きを振り返り、来年に向けたインドの知財



知的財産ビジネス支援の専門職集団

特許業務法人

太陽国際特許事務所

所長・弁理士・博士 (工学) 中島 淳

【機械建築担当弁理士】
福田 浩志 (副所長)
清田 史郎
堀江 千鶴
坂手 英博
針間 博
永田 淳一
高橋 尚子
河野 元浩
内村 英男
中村 明敏
江口 和敬
御橋 優子
上野 敏範
片倉 正博
木村 直孝
加藤 雅嗣

大塚 美也
横山 達也
山田 秀行
佐伯 規規
石田 広洋
三島 博
谷川 智英
長尾 慎一
黒口 博
田口 直
佐野 愛
村野 晴
野村 崇
鈴木 太郎
福尾 義
中島 憲
山崎 泰
小幡 常雄
戸田 常雄

【電気電子担当弁理士】
加藤 和詳 (副所長)
百瀬 尚幸
美濃 好美
佐久間 治
小早川 佳子
山口 千紀
古川 真奈
大崎 奈奈
山崎 明大
島林 和幸
小田 宏明
中村 達也
橋原 雄一
益子 健
藤原 庄太郎
尾田 正規
後藤 裕

【化学材料担当弁理士】
西元 勝一
上條 由紀子
下田 津子
小林 美貴
設楽 修一
西山 崇
早瀬 貴介
長野 みか
前嶋 恒夫
有村 昌大
上原 和貴
前田 知也
宮崎 智史
松村 宏紀
立花 喜美江

【バイオ医薬担当弁理士】
山極 美穂
渡邊 裕子
渡邊 裕子
中川 影子
村尾 招子
桐内 優
宮澤 優子
長崎 さなえ
森 知愛
土井 徹也

【米国特許弁理士】
シェルドン・モス
チャド・ヘリング
【中国弁理士】
董 昭
【韓国弁理士】
金 峻河
【弁理士】
中野 浩和
*特定侵害訴訟代理業務付記

東京本部: 〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話 (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ (03) 3357-5180 (代表)
<http://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
横浜ランチ: 横浜市 USオフィス: 米国バージニア州

戦略を考える上で、少しでも参考になれば幸いである。なお、本号の内容は、2018年11月30日現在の情報に基づくものである。

第2 2018年の主要ニュース

1. 「スタートアップ・インディア (Start-Up India)」政策に伴う特許規則の改正

(1) はじめに

インド政府は、2016年に、イノベーション及び大規模な雇用機会を創出するプラットフォームを設立することを目指し、「スタートアップ・インディア (Start-Up India)」政策を公表した。同政策においては、複雑な手続の簡素化、資金調達支援・優遇策の提供、インキュベーション・産学連携の促進という3分野において、様々なアクションプランが打ち出されており、資金力、人員、設備等では大手企業に見劣りするスタートアップ企業が、知的財産権を戦略的に活用し事業を展開することで、競争力を高めることが期待されている。

(2) スタートアップ企業の定義拡大

スタートアップ企業に対する各種支援策（特許の早期審査制度、特許庁に支払う手数料の還付請求制度等）の適用対象となるスタートアップ企業の範囲が拡大された。すなわち、2017年12月1日、インド商工省産業促進局（Department of Industry Policy and Promotion : DIPP）は、2017年特許（改正）規則（Patent (Amendment) Rules, 2017）を発行し、2003年特許規則（Patent Rules, 2003）を改正し、以下の全てを満たす企業が支援の対象となるスタートアップ企業であるとした。また、外国企業についても、以下の売上高及び設立・登録期間の基準を満たし、その旨申告した場合、支援の対象となるスタートアップ企業に該当することが明確化された。

- ・非公開会社（private limited company）として設立されるか、又は、組合（partnership firm）、もしくは有限責任事業組合（limited liability partnership）として登録されていること
- ・設立後7年以内であること（ただし、バイオテクノロジー関連の企業の場合は、設立後10年以内）

- ・設立後、いずれの事業年度においても売上高が2億5000万インドルピー（約4億円）を超えないこと
- ・既存の事業の分割又は再編により設立されたものではないこと
- ・製品又はサービスの革新、開発又は改善に取り組み、雇用又は利益を創出する高い蓋然性を有するビジネスモデルを有すること

(3) ファシリテーターによる出願支援

インド特許意匠商標局にファシリテーター（Facilitator）と呼ばれる職員が配置され、スタートアップ企業による、特許、意匠及び商標の出願のサポートを行っており、代理して出願自体を行うことも認められている。2018年11月時点で、特許及び意匠出願につき427名、商標出願で670名のファシリテーターが選任されているとのことである。さらに、スタートアップ企業は、ファシリテーターにかかる費用を負担する必要はなく、出願手数料のみを納付すれば良い。こうした制度を利用して早期に競争力のある知的財産権を取得し、資金力、人員、設備等では大手企業に見劣りするスタートアップ企業が知的財産権を戦略的に活用し事業を展開することで、競争力を高めることが期待されている。

(4) 小括

近年、日系企業とインド企業の連携が加速しており、特にITやヘルスケアの分野でのスタートアップ企業に対する日系企業の投資が増加している。日本政府も、インドのスタートアップ企業との連携に強い期待を抱いており、2018年5月には、「日印スタートアップハブ」の設立が宣言された。その中では、インドの有望なスタートアップ企業の日本への招聘や、日印両国へのスタートアップ関連企業のミッション派遣、インドにおける関係企業とのマッチングや、インキュベーション施設の無料提供等が盛り込まれている。また、2018年10月の日印首脳会談においては、デジタル分野での新たなパートナーシップ協定を締結する方針が示され、両国の間で、AI技術の共同研究に加え、スタートアップ企業や人材の相互交流を促進することとなった。